

身体拘束適正化に関する指針

吾野園身体拘束適正化検討委員会

身体拘束適正化に関する指針

社会福祉法人武州清寿会では、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 11 条第 4 項に「指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない」を受け、利用者の尊厳を守るため「拘束をしない介護」の徹底を目的として、本指針を制定する。

1. 身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。吾野園では、基本理念の中で「個人の尊厳保持の支援」を謳っています。身体拘束（緊急やむを得ない場合を除く）は、その理念に真っ向から反する行為であり、決して容認、あるいは正当化できるものではありません。職員一人ひとりがこのことを自覚し、身体拘束をしないケアの実践を実践する。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を禁止する。

＜介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為＞

- (1) 徘徊しないように、車椅子やイス・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (2) 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (3) 自分で降りられないように、ベッド柵（サイドレール）で囲む。
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または、皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- (6) 車椅子・イスからずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y 字型拘束帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- (7) 立ち上がる能力のある人に対し立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- (8) 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐ為に、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- (10) 行動を落ち着かせるために、抗精神薬を過剰に服用させる。
- (11) 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事が可能とする。

- ① 切迫性 :利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性 :身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③ 一時性 :身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束適正化に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

吾野園においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止する。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束適正化委員会を中心に十分検討し、切迫性・非代替性・一時性の3要素を全て満たした場合のみ、本人及び家族への説明・同意を得た上で行う。また止むを得ず身体拘束を行った場合はその状況及び経過を記録し、出来るだけ早期に解除できるよう努力する。

3. 身体拘束適正化に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置する。

① 設置目的

施設内での身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善についての取り組みを総括的に検討する場として設置する。(身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き、身体拘束を実施した場合の解除の検討含む) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導・研修を実施するため。

② 身体拘束適正化委員会の構成員

- ア) 施設長
- イ) 医師
- ウ) 看護主任・看護師
- エ) 生活相談員
- オ) 介護支援専門員
- カ) 介護主任・副主任

※ この委員会の責任者は施設長とし、その時参加可能な委員で構成する。

※ 生活相談員及び介護支援専門員を専任の「身体的拘束等適正化検討委員会担当者」と定める

③ 身体拘束適正化委員会（カンファレンス会議）の定期開催

・現に止むを得ない身体拘束を実施した場合は毎月、拘束者ゼロが継続されている場合は3か月に1回開催する。

・急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）は、生命保持の観点から多職種共同での委員会に参加できない事が想定されます。その為、意見を聞くなどの対応により各スタッフの意見を盛り込み検討する。

3. やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は利用者の生命又は身体を保護する為の措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施する。

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束適正化委員会を中心として、各関係部署の代表が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に

- I 切迫性
- II 非代替性
- III 一時性

の3要素の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。要件を検討・確認した上で身体拘束を行うことを選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対する説明書を作成する。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努める。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等へ、行っている内容と方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得た上で実施する。

③ 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身の状況・やむを得なかった理由などを記録する。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を随時検討する。その記録は2年間保存、行政担部局の指導監査が行われる際に提示できるようにする。

④ 拘束の解除

再検討の結果身体拘束を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除する。その場合には、契約者、家族に速やかに報告・説明する。尚、一旦その時の状況から試行的に身体拘束を中止し、必要性を確認する場合は、再度数日以内に同様の対応で身体拘束による対応が必要となった場合、ご家族(保証人等)に連絡し、経過報告を実施するとともに、その了承のもと同意書の再手続なく生命保持の観点から同様の対応を実施する。

※具体的チャートは別紙①のとおり

4. 身体拘束廃止に向けた各職種の役割
身体拘束の廃止のために、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応する。

- (施設長) 1) 身体拘束適正化委員会の統轄管理
2) ケア現場における諸課題の統轄責任

- (看護主任) 1) 医師との連携
2) 利用者の疾病、障害等による行動特性の理解

(生活相談員・介護支援専門員)

- 1) 身体拘束適正化に向けた職員教育(年2回以上の研修の企画・実施)
- 2) 家族との連絡調整
- 3) 家族の意向に添ったケアの確立
- 4) 施設のハード・ソフト面の改善
- 5) チームケアの確立
- 6) 記録の整備

- (介護職員)
- 1) 拘束がもたらす弊害を正確に認識する
 - 2) 利用者の尊厳を理解する
 - 3) 利用者個々の心身の状態を把握し基本的ケアに努める
 - 4) 利用者とのコミュニケーションを充分にとる
 - 5) 記録の整備

5. 身体拘束廃止・改善のための職員教育・研修介護に携わる全ての従業員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアの励行を図り職員教育を行う。

- ・定期的な教育・研修(年2回以上)の実施
- ・新任者に対する身体拘束適正化のための研修の実施
- ・その他必要な教育・研修の実施

6. 利用者に対する当該指針の閲覧に関して

- ・当該指針は利用者及び家族の求めに応じていつでも施設で閲覧できるようにする。
- ・ホームページにて公表し、利用者及び家族等が自由に閲覧できるようにする。

以上